

山形県公立高等学校入学者選抜「学区外志願」のQ & A

Q 1

山形県在住の中学校3年生(卒業生)であれば、県内どこの地域の公立高等学校でも受検できますか？

A 1

原則として受検することはできません。通学区域内に居住する人は、その区域内の高等学校に就学しなければならないことになっています。(「山形県立高等学校通学区域に関する規則」)

ただし、全日制の普通科、理数科及び探究科以外の学科には県下一円から志願することができます。

また、定時制と通信制の場合は、通学区域の制限は設けておりませんので、県下一円から志願することができます。

Q 2

通学区域外の高等学校を受検できるのは、どのような場合ですか？

A 2

次の場合に、学区外志願ができます。

- (1) 保護者等の転勤等による一家転住によるもの
- (2) 通学の便によるもの(通学に関する交通事情により、特に地域指定を行っているもの)
- (3) その他(やむをえない事情がある場合)

Q 3

通学の便によるものは、どのような場合が認められますか？

A 3

次の場合が認められます。

	居住地	志願できる高校
県内からの場合	南陽市(中川地区)	上山明新館高校
県外からの場合	秋田県旧由利郡※	遊佐高校
	新潟県岩船郡関川村	小国高校
	宮城県刈田郡七ヶ宿町	上山明新館高校、高畠高校
	福島県県北学区・耶麻学区	米沢興譲館高校、米沢東高校

※秋田県旧由利郡・・・平成17年3月21日まで由利郡であった地域

Q 4 - 1

一家転住とはどういうことか、詳しく説明してください。

A 4 - 1

転居する理由が明確であり、住居が確定し、家族全員で転居する場合等です。ただし、入学式の日までに学区内に保護者と居住することが必要です。

「転居する理由が明確」とは、保護者の転勤等を証明できる場合、また、「住居が確定」しているとは、自宅がその地域にあることを証明できる場合のことです。

Q 4 - 2

保護者が転勤する予定なのですが、転勤後の居住先が未定の場合は、学区外志願は認められますか？

A 4 - 2

原則として、転居先が未定の場合は、認められません。

ただし、転居先が確定できない事情についての説明や相談には応じます。

Q 5 - 1

高校入学を機に学区外に住んでいる祖父母のみの世帯と同居したいのですが、学区外志願は認められますか？

A 5 - 1

一家転住であれば可能です。

Q 5 - 2

祖父母と同居したいのですが、保護者の仕事の関係で家族全員一緒には転居できない状況です。学区外志願は認められますか？

A 5 - 2

保護者が子どもと一緒に居住しない場合や15歳以下の子どもが離れ離れに居住するようなことは、好ましくないと考えます。

Q 6

確実に一家転住をする予定なので、住民票を前もって居住先に移そうと考えていますが、問題がありますか？

A 6

住民票の異動内容と実際とが異なる場合、公正証書原本不実記載の罪に問われ、住民票を元の市町村に異動させられることがあります。住民票は移すものの、卒業までは現在の中学校等に在学する場合、この中学校等を所管する市町村教育委員会に対し、区域外通学の申請をし、許可をもらう必要があります。

Q 7

学区外志願許可申請の手続きをしたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか？

A 7

山形県内の学区外志願については、次の手順を参考にして、進めてください。

- (1) 学区外志願の条件に該当するか、在籍する中学校等に相談する。
- (2) 学区外志願に該当すると中学校等の校長が判断した場合、当該教育事務所に相談する。
- (3) 教育事務所への相談終了後、山形県教育局高校教育課へ必要書類を提出する。
- (4) 山形県教育局高校教育課で審査をし、適正であると判断される場合、学区外高等学校志願許可書が発行される。申請書類の受理後、別に追加書類の提出を求められることがあります。提出期日を踏まえ、余裕を持って申請してください。

Q 8

学区外志願許可申請には、どのような書類が必要ですか？

A 8

(1) 県内での学区外志願の場合

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） | 1 部 |
| ② 学区外志願の理由を証明する書類 | 1 部 |
| ③ 誓約書（様式第3号C） | 1 部 |
| ④ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） | 1 枚 |

(2) 県外への学区外志願の場合

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ① 山形県公立高等学校に志願しない旨の届（証明書発行願）（様式第3号D） | 1 部 |
| ② 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） | 1 枚 |

(3) 県外からの学区外志願の場合

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） | 1 部 |
| ② 当該都道府県の公立高等学校を志願しない旨の証明書 | 1 部 |
| ③ 学区外志願の理由を証明する書類 | 1 部 |
| ④ 誓約書（様式第3号C） | 1 部 |
| ⑤ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） | 1 枚 |

(4) 国外から山形県公立高等学校を志願する場合

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 学区外高等学校志願許可願（様式第3号A） | 1 部 |
| ② 帰国先の住民票又は本県への転住の理由を証明する公的証明書等 | 1 部 |
| ③ 誓約書（様式第3号C） | 1 部 |
| ④ その他必要な書類 | |
| ⑤ 返信用封筒（返信用切手を貼付し、あて先を明記） | 1 枚 |

Q 9

学区外志願許可を申請したら、必ず認められますか？

A 9

審査の結果、適正であると判断された場合に学区外高等学校志願許可書が発行されます。

Q10

「学区外志願の理由を証明する書類」とは、どのようなものですか？

A10 学区外志願については、「理由（目的）」「理由（目的）が発生する時期」「移転先住所」の記載が必要です。「学区外志願の理由を証明する書類」は、志願理由の妥当性を証明する適切な書類であることから、次のものが想定されます。

なお、当然のことながら、証明できない場合は、許可することができません。

住居を移す理由を証明する書類の例

理由	証明書の例	備考
保護者の転勤	転勤証明書 居住地の証明書	社宅証明書や賃貸契約書等
保護者の転職	内定通知書 居住地の証明書	社宅証明書や賃貸契約書等
祖父母との同居	祖父母の住民票謄本 祖父母の戸籍謄本 保護者の戸籍謄本	
新築中の自宅への転居	居住地の証明書	建築確認通知書 土地売買契約書 工事請負契約書
本人のみの転住	本人のみ転住理由証明書 居住地の証明書 居住先と本人の関係証明書	（日本人学校等の場合のみ）

※「予定」でありながら手続きを進めることを認めた場合、確定後に住民票謄本を求めることがあります。